

●令和3年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/杉浦正行  
●ホームページ : <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail : [meijiyou sui@midorinet-meiji.jp](mailto:meijiyou sui@midorinet-meiji.jp)



## 明治本流の耐震化対策工事

安城市との市境に近い豊田市広美町では、明治本流の耐震化対策工事が令和元年から始まっており、令和2年度末までに約750mの水路が改修されました。

明治本流は豊田市水源町にある明治頭首工より取水し、市街地を通過して7.7km下流（豊田市立高嶺小学校南）から水路は埋設となり、地下1.4mに箱が2つ並んだ形となります。

明治本流の水路は農業用水に加えて工業用水も共用しており、その重要性が認識され、平成26年から農林水産省により国営総合農地防災事業矢作川総合第二期地区で、頭首工や幹線水路の耐震化対策工事が施工されています。この工事に伴い、一部の区域で10月から3月の間で断水や水圧が下がることがあります。本年以降も工事は継続されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 令和3年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,063.5	270.2	344.5	615.0	168.0	256.8	151.1	497.5	—	5,366.6
組合員数(人)	6,125	709	964	1,688	598	580	680	1,238	407	12,989

## 令和3年度を迎えて



明治水土地改良区 理事長 杉浦 正行

初夏のやわらかな日ざしが若葉に降り注ぐ頃となりました。組合員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本土地改良区の運営並びに事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は社会に深刻な影響を与えています。本土地改良区では事務局を2班体制にするなどの対策をした一方で、会議や研究会等にあつては感染予防に留意しての縮小開催あるいは延期をせざるを得ないものとなりました。本年度も感染拡大予防に最大限に取り組むと共に1日も早く収束するよう願うものであります。

このたび、私は昨年の6月1日から本土地改良区の理事長に就任いたしました。これに先立ち、任期満了による総代会総代選挙が執行され、新しい総代会総代の皆様による臨時総代会において理事、監事の新役員を選任いただき、理事の互選により理事長に推挙されました。私自身、昭和51年から平成3年までの15年間本土地改良区の総代会議長を務めさせていただきましたが、新しい総代会総代の皆様や新役員の方々と共に新たな気持ちで本土地改良区の運営に全力を尽くす所存でございますのでよろしくお願いたします。

さて、昨年の通水状況でございますが、春先の暖冬小雪により矢作ダム、羽布ダム共に貯水量不足が懸念されましたが、4月には降雨に恵まれ夏期通水を迎えることができました。しかしながら、5月の少雨により矢作川用水地区の水源である羽布ダムの貯水量急減を受け、6月7日から30日にかけて3日通水3日断水の節水対策を実施し、渇水対策揚水機4機場の設置運転を6月29日までの23日間実施しました。その後は羽布ダム流域に平年を上回る降雨があり、夏期通水期間を終えることができました。昨年度の梅雨明けは8月初旬と平年よりも遅く、梅雨期間の降雨量は平年と比較して194%と約2倍もありました。8月は猛暑日が続き少雨となりましたが、9月には停滞した前線を台風が刺激し局地的に短時間で大雨となるなど天候が目まぐるしく変化した年でありましたが、降雨に恵まれ、順調に配水することができました。

また、本年度も国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」、県営事業では水利施設等保全高度化事業「明治用水西井筋地区」を始め6事業6地区を継続して推進してまいります。なお、本土地改良区が事業主体となる団体営事業等で、施設の耐震化・老朽化対策を予定し、更には突発的に発生する漏水にも対応するよう考えています。これら事業につきましては、国、県、関係市など行政機関等と連携を図り、事業予算の確保と関係組合員の皆様への負担がかからないよう努めてまいりたいと思います。

結びにあたり、本土地改良区は水の安定供給を目指して、通水140年余の長い歴史と未来の為にエスディージーズ S D G s (持続可能な開発目標) の達成へ向けて努力いたしたいと思っておりますので、今後ともご理解とご支援を頂きますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

## 国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 所長 足立 健一



明治水土地改良区の皆様におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。他方、新型コロナウイルス感染症が拡大し、その収束がなかなか見通せない状況の中、皆様のご苦勞・ご心痛に心よりお見舞い申し上げます。また、日頃より、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の推進にひとかたならぬご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。明治幹線用水路等の大規模地震に対する耐震化対策を目的とした本事業も平成26年度に着手してから令和3年度で8年目となります。この場をお借りし事業の近況報告をさせていただきます。

明治用水頭首工の耐震化対策工事につきましては、平成27年度後半から堰柱ケーソン基礎の補強対策工、堰柱・門柱のせん断補強対策工、各ゲートの更新等を随時行っており、令和2年度からの第二期国債5期工事ではP4・P5 堰柱下流側とP2 堰柱上流側の基礎補強工、P1・P2 他の堰柱・門柱対策工、3・4号洪水吐ゲートの更新、左岸擁壁補強工等を行いました。令和3年度からの6期工事での土砂吐部水位調整ゲートの更新等で頭首工本体の耐震化対策は一通り完了する予定で、その後、取入水門等の付帯施設の耐震化を図ってまいります。

明治本流水路の耐震化対策工事につきましては、広畔制水門から下流部においては、令和元年度の約500m区間の函渠新設工事に続き、令和2年度は平針街道の橋梁部から上流約220m区間の函渠新設工事のほか、県道・市道等の横断部等の区間(※)において既設函渠の中に鋼管を挿入するパイプボックス(PIB)工法による耐震化工事(右岸側)を行いました。令和3年度は同じ区間の左岸側でのPIB工事を行う予定です。(※広美橋、新高橋、新県道56号線交差上流部、明治川神社前及び中東制水門下流付近県道交差部等)広畔制水門から上流部においては、令和2年度にトヨタ自動車上郷物流センター沿いの約200mの上郷工区函渠工事に着手し、3年度は同センター沿い約200mと伊勢湾岸高速道路下の約170mの函渠工事のほか、住宅密集区間(渡刈町～鷺鳴町)水路下へのバイパス水路建設工事に着手します。

函渠建設工事は主に秋から冬季用水の通水を確保した中での工事となり、用水管理面では土地改良区の皆様にはご迷惑をおかけし又ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。また今後の工事にあたり特に工事現場周辺の皆様方にはご不便やご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、できる限り影響のないようしっかりと工事を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。最後に、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と明治水土地改良区の皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。



頭首工ケーソン対策工 鋼管杭建込状況 明治本流上郷工区函渠工建設状況 PIB工事における鋼管吊込み状況

# 令和2年度総代会のご報告

## 臨時総代会

令和2年5月26日(水)午前10時より明治用水会館において、令和2年度臨時総代会を開催し、任期満了に伴う新役員が選任されました。土地改良区の運営にあたる役員は下記のとおりです。

※定数/理事11名・監事4名 ※任期/令和2年6月1日～令和6年5月31日



### 理事長 (1名)

杉浦 正行 (安城市寺領町)

### 副理事長 (1名)・総務委員長

岩井 和男 (安城市箕輪町)

### 理事 (9名)

- 工務委員長 加藤 倫教 (刈谷市小山町)
- 総務副委員長 神谷 美紀夫 (安城市東端町)
- 工務副委員長 竹内 清晴 (安城市緑町)
- 工務委員 野畑 忠男 (知立市八ツ田町)
- 総務委員 神谷 喜幸 (安城市尾崎町)
- 工務委員 山口 実 (安城市安城町)
- 総務委員 稲垣 利行 (刈谷市半城土町)
- 工務委員 酒井 美明 (岡崎市東本郷町)
- 総務委員 大屋 卓久 (安城市小川町)

### 総括監事 (1名)

吉田 修 (西尾市法光寺町)

### 監事 (3名)

- 杉浦 真人 (碧南市荒居町)
- 谷澤 隆 (豊田市和会町)
- 加藤 公清 (知立市山屋敷町)

令和2年10月14日(水)午前9時30分より明治用水会館において、令和2年度臨時総代会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決権を活用し、総代87名(内書面議決72名)の出席のもと、3議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和2年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和元年度明治用水土地改良区事業報告書の承認について
- 第3号議案 令和元年度明治用水土地改良区収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認について

## 通常総代会

令和3年3月11日(水)午前9時30分より明治用水会館において、令和2年度通常総代会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決権を活用し、総代86名(内書面議決71名)の出席のもと、16議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和2年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第2次)の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和2年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算(第3次)について
- 第3号議案 令和2年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について
- 第4号議案 明治用水土地改良区定款の一部変更について
- 第5号議案 明治用水土地改良区名誉規程の一部改正について
- 第6号議案 明治用水土地改良区名誉顧問の承認について
- 第7号議案 明治用水土地改良区役員、総代等の報酬及び費用弁償等支給規程の一部改正について
- 第8号議案 明治用水土地改良区会計細則の一部改正の承認について
- 第9号議案 令和3年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について
- 第10号議案 令和3年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について
- 第11号議案 令和3年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
- 第12号議案 令和3年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第13号議案 令和3年度加入金の賦課及び徴収について
- 第14号議案 令和3年度決済金について
- 第15号議案 令和3年度役員等の報酬等について
- 第16号議案 新規団体営事業東高根地区の施行について

## 明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。受賞者は、次の方々です。(年数は、役員・総代などの在職年数)

### 愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状

- 兵藤正臣 様 (26年) 安城市安城町 ●早川英雄 様 (25年10月) 安城市和泉町

### 明治用水土地改良区理事長表彰(総代)

- 神谷鐸二 様 (12年) 知立市八橋町 ●板倉利廣 様 (12年) 高浜市論地町
- 大岡卓也 様 (12年) 高浜市本郷町 ●鈴木 榮 様 (13年10月) 西尾市寺津町
- 荒木久寿 様 (12年11月) 安城市池浦町 ●酒井美明 様 (12年10月) 岡崎市東本郷町
- 杉浦孝明 様 (12年10月) 碧南市坂口町

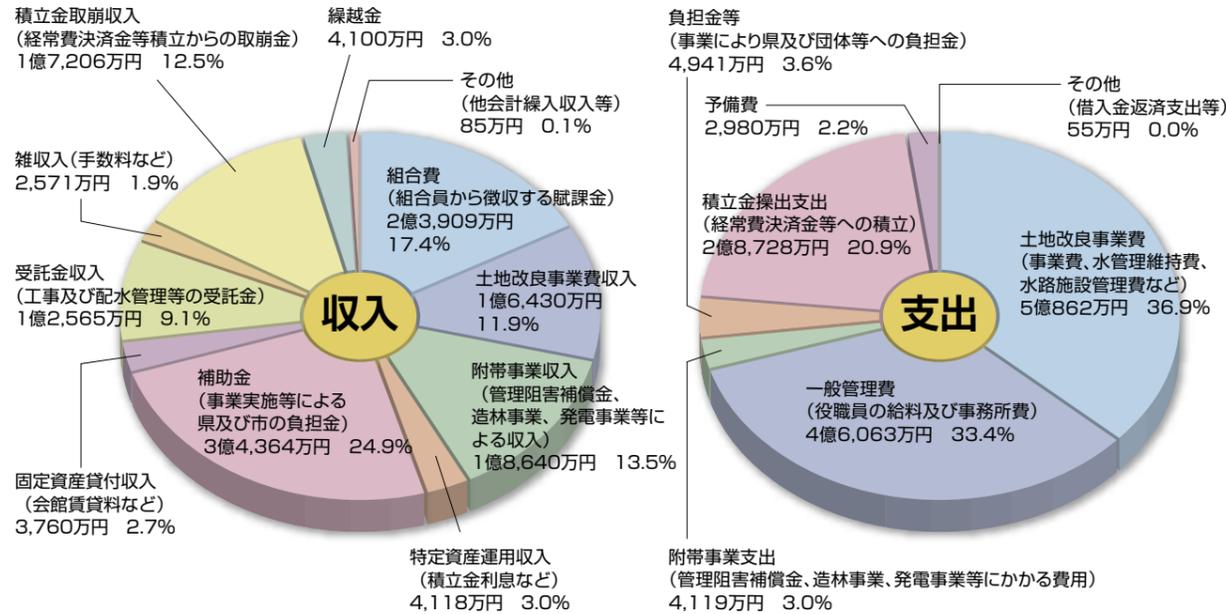
### 明治用水土地改良区理事長表彰(職員)(年数は勤務年数)

- 平岩和晃 様 (25年) 総務課課長補佐 ●鈴木智保 様 (15年) 用水課用水係



令和3年度予算 総額14億1,351万円

一般会計:13億7,748万円



特別会計:総額3,603万円

中井筋小水力発電特別会計 743万円

パイプライン修繕事業特別会計 2,860万円

令和元年度収支決算

一般会計		特別会計	
収入		支出	
科目(款)	決算額	科目(款)	決算額
1 組合費	241,801,380	1 土地改良事業費	304,071,908
2 土地改良事業	183,569,422	2 一般管理費	420,506,337
3 附帯事業	187,195,994	3 附帯事業	31,468,394
4 特定資産運用	41,831,705	4 負担金等	52,856,331
5 補助金等	197,687,651	5 借入金返済	0
6 固定資産貸付	36,799,704	6 固定資産取得	0
7 受託金	144,068,862	7 積立金繰出	377,843,203
8 雑収入	32,199,269	8 積立金取崩	0
9 借入金	0	9 他会計繰出	10,510
10 積立金取崩	80,576,509	10 予備費	0
11 固定資産売却	5,546,141		
12 他会計繰越金	10,016,278		
13 繰越金	61,112,615		
収入合計	1,222,405,530	支出合計	1,186,756,683
差引残金 35,648,847円(次年度へ繰越)			

特別会計	
科目(款)	決算額
中井筋小水力発電特別会計	収入/5,459,604円 支出/5,459,604円 差引残金/0円
羽布ダム小水力発電交付金特別会計	収入/9,599,838円 支出/9,599,838円 差引残金/0円
パイプライン修繕事業特別会計	収入/36,223,153円 支出/34,321,611円 差引残金/1,901,542円

令和3年度の組合費の決定

1,000㎡当たり単位:円

賦課区分	地区及び種別	経常費賦課金	特別賦課金	
			県営事業 矢作中部地区	単県事業
地積割 1,000㎡ 当り	矢作川用水 第1種地	4,300	分担金-補助金 受益地面積	(事業費-補助金)×0.9~0.05 受益地面積
	明治用水 第1種地	4,300		
	明治用水 第2種地	3,913		
	明治用水 第3種地	3,569		
組合員割	全地区1組合員	700	-	
賦課期日		令和3年4月1日	令和3年4月1日	
徴収期日		令和3年5月31日	理事長が定めた日	
徴収方法		直接及び委任徴収	直接及び委任徴収	

令和3年度の決済金の決定

1,000㎡当たり単位:円

地区	種別	決済金額
矢作川用水	第1種地	428,164
明治用水	第1種地	428,164
	第2種地	389,629
	第3種地	355,376

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。  
なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

(1) 国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- 共同利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- 共同利用する者の範囲  
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- 共同利用する者の利用目的  
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

(2) 農地中間管理機構との共同利用

- 共同利用する個人データの項目  
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項
- 共同利用する者の範囲  
愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- 共同利用する者の利用目的  
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

### 明治用水土地改良区総代選挙執行

任期満了に伴う総代選挙（令和2年4月7日公告、令和2年4月21日選挙）が行われ、全ての選挙区において、候補者が定数を超えなかったため、全員無投票による当選が決定しました。新総代は次の方々です。

※定員／90名 ※任期／令和2年5月17日～令和6年5月16日

#### 本流（18名）

- 竹内 敏明／安城市里町
- 畔柳 久／安城市里町
- 鈴木 孝／安城市今本町
- 神谷 雅文／安城市東栄町
- 山田 陽一／知立市新林町
- 包原 保／知立市谷田町
- 神谷 敏／安城市新田町
- 村瀬 收／安城市橋目町
- 米澤 実／安城市東別所町
- 堀尾 敬／安城市大岡町
- 水上 忠敏／安城市山崎町
- 渥美 昌久／安城市上条町
- 為井 裕／豊田市榎塚西町
- 近藤 豊秋／豊田市和会町
- 澤村 弘／豊田市和会町
- 大橋 和美／豊田市福受町
- 市川 金義／岡崎市小針町
- 内田 登／岡崎市北野町

#### 東井筋（25名）

- 岡田 道男／安城市安城町
- 兵藤 文彦／安城市安城町
- 河野 和之／安城市横山町
- 石原 隆二／安城市古井町
- 杉浦 良夫／安城市赤松町
- 山口 孝英／安城市安城町
- 杉浦 清治／安城市城ヶ入町
- 石川 秀昭／安城市石井町
- 杓名 政勝／安城市和泉町
- 早川 英雄／安城市和泉町
- 近藤 章利／安城市榎前町
- 大橋 幹夫／安城市東端町
- 杉浦 博文／安城市東端町
- 石川 和宏／安城市根崎町
- 岡田 幸男／安城市桜井町
- 杉山 幸史／安城市桜井町
- 野村 篤志／安城市姫小川町
- 久米 三宗／安城市小川町
- 都築 昭吉／安城市小川町
- 杉浦 政司／安城市野寺町
- 黒柳 二郎／西尾市中原町
- 亀嶋 克吉／西尾市南中根町
- 鈴木 榮／西尾市寺津町
- 古嶋 忠良／西尾市羽塚町
- 石川 隆雄／西尾市上町

#### 中井筋（26名）

- 清水 正和／安城市福釜町
- 岩間 新治／安城市福釜町
- 糟谷 一夫／安城市福釜町
- 加藤 景三／安城市箕輪町
- 鳥居 敏弘／安城市箕輪町
- 毛受 順／安城市高棚町
- 日高 広勝／安城市高棚町
- 石川 俊雄／安城市高棚町
- 神谷 俊市／安城市高棚町
- 野村 守／安城市篠目町
- 荒木 久寿／安城市池浦町
- 平野 健二／安城市緑町
- 山本 坂一／刈谷市野田町
- 稲垣 倫治／刈谷市野田町
- 藤井 弘一／刈谷市半城土町
- 加藤 茂／刈谷市高須町
- 石原 孝敏／刈谷市小垣江町
- 柘植 法夫／刈谷市小垣江町
- 清水 保夫／刈谷市小垣江町
- 内藤 誠／高浜市八幡町
- 内藤 克弘／高浜市春日町
- 神谷与司郎／高浜市神明町
- 杉浦 巖／高浜市向山町
- 杉浦 則松／碧南市湖西町
- 杉浦 明人／碧南市荒居町
- 杉浦 孝明／碧南市坂口町

#### 西井筋（11名）

- 打田 征夫／豊田市吉原町
- 近藤 雅信／知立市西町
- 野々山隆俊／知立市上重原町
- 保田 光秋／知立市上重原町
- 佐野 義武／知立市牛田町
- 近藤 常剛／知立市八橋町
- 神谷 幹成／刈谷市松坂町
- 三浦 勝治／刈谷市熊野町
- 酒井 満／刈谷市築地町
- 加藤 糧治／刈谷市稲場町
- 鈴木 弘幸／刈谷市重原本町

#### 鹿乗井筋（10名）

- 高須 敏幸／安城市村高町
- 杉浦 重夫／安城市寺領町
- 天野 俊広／安城市小川町
- 大岡 義隆／岡崎市新堀町
- 太田 幸則／岡崎市昭和町
- 大沼喜久雄／岡崎市下佐々木町
- 鈴木 俊博／岡崎市渡町
- 酒井 幹雄／岡崎市北本郷町
- 杉浦 鉄良／岡崎市西本郷町
- 柴田 正美／岡崎市東大友町

### 国営事業

#### 総合農地防災事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
矢総二期	38,489,000	1式	13,305,600	1式	34.6	2,615,600	1式	H26~R11

### 県営事業

#### 農業用水再編対策事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋	5,137,300	4,363	4,987,246	3,989	97.1	80,000	1式	H12~R4

#### 地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋2期	881,000	1式	486,697	1式	55.2	63,000	1式	H25~R5

#### 水利施設等保全高度化事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(m)	
明治用水西井筋	4,164,000	5,507	149,999	調査設計1式	3.6	56,000	159	H1~R10

※R1 決算55,999,500(耐震対策-老朽化)+R2耐震対策88,999,700+R2老朽化対策4,999,700

#### 経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
島坂	243,987	15.2	243,987	15.2	100.0	-	-	R2完了
矢作中部	1,030,000	114.8	525,060	81.6	51.0	210,000	17.4	H29~R5

#### 排水施設保全対策事業

地区名	全 体		令和2年度まで			令和3年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
安城鹿乗	578,000	1式	168,000	1式	29.1	186,000	1式	R1~R4

### 改良区事業

令和2年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業、調査設計事業計16地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

#### 団体営事業



原泉地区(安城市石井町) 農水管φ900止水バンド設置状況

#### 単県事業



熊野地区(岡崎市東本郷町) 農水管φ350

## 令和3年度配水計画

明治用水土地改良区における農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程で定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和3年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

### 1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1～4/14	夏期通水4/15～9/30	冬期通水10/1～3/31
最大取水量	3m <sup>3</sup> /s	30m <sup>3</sup> /s	3m <sup>3</sup> /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間の最大取水量は3m<sup>3</sup>/sで、本格通水で使える水の10分の1です。最大取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなるおそれがあります。必ずルールに則った水利用を行ってください。なお、冬期に大豆の入水や代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

### 2. 矢作川用水（鹿乗）地区

期間	かんがい期4/1～9/30	非かんがい期10/1～3/31
基準配水量	0～2.8m <sup>3</sup> /s※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※鹿乗地区の本格通水は4月21日からです。鹿乗地区で使える水の量は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係9土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながるおそれがあります。必ずルールに則った通水管理を行い、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

## 冬期の水使用

### ①届出について

明治用水地区で、冬期に農業用水を使用する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、鹿乗地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで、長期間断水する場合に、直接ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

また、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水が予想されます。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、必ず補助水源（井戸水など）を確保し、長期間の断水の備えをお願いします。

なお、断水による作物補償はできませんのであらかじめご了承ください。

### ②冬期代かきについて

水稲の乾田直播栽培が増えていますが、冬期の水使用には限りがあります。管内で一斉に取水されますと急激な水位変動により、パイプラインの破損の原因となります。冬期代かきをする場合は、必ず用水課までご連絡をお願いします。ご連絡をいただけないまま取水されますと、漏水事故を懸念し送水を停止する場合がありますのでご了承ください。また、パイプラインの保守や施設の改良工事は冬期に長期間断水して行います。冬期代かきを予定している地区は、11月末までに用水課までご連絡をお願いします。

### 初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない地域のほ場は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事例が多く報告されています。このような時は、給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

## 給水栓は個人の財産

田用給水栓（写真①）や畑用給水栓（写真②）は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。立ち上がりから上の設備はすべて個人の財産です。水が止まらない、破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則個人負担になりますのでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行なってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。



田用給水栓（写真①）



畑用給水栓（写真②）

## 代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

### 【注意事項】

①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。

※点検のポイント

（1）畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りを行う。

（2）止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。

②代かきは、浅水状態（土面が見える程度）で行いましょう。

③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにしましょう。

④田植えの3日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。

⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

（参考）油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



問い合わせ先 ☎(0566)76-4923 担当 / 用水課

### 断水のお知らせ

明治用水頭首工の耐震化工事に続き、昨年度より明治本流（開水路区間）の工事が始まりました。**事業完了の令和11年度（予定）までは、関係水路を冬期に長期間・広範囲で断水します。本年度は、中井筋全線、明治本流（開水路）から分水している各用水の断水を予定しています。**断水期間は最小限で計画しますが、工事の進捗によっては水量の制限や水圧を下げて水管理を行うため、**場所によっては水が出にくいこと**が想定されます。

また、明治用水では冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っておりますので、パイプライン地区ではやむなく断水することになります。**本年度は西井筋、米中用水、原泉水、東高根用水、本田用水、柳原用水等で断水を予定しています。**

詳細については関係総代及び冬期配水届出者の方々にご連絡いたしますが、冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプライン**漏水時**にも修繕工事完了まで断水することとなります。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸（ハウス）等、日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますよう重ねてお願いします。

### 水路境界の確認について

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。



問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当 / 工務課

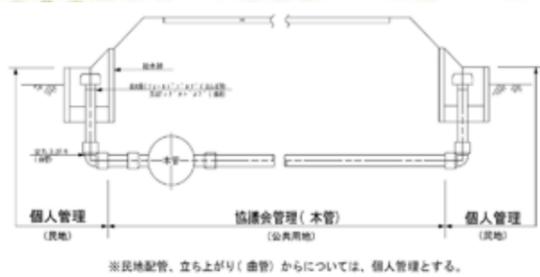
### 明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

近年パイプラインの漏水事故が多発し、修繕工事費が増加しております。

修繕工事にあたり、明治用水土地改良区が管理する井筋・小幹流の修繕は改良区、明治用水パイプライン協議会に加入している小用水の修繕は協議会（本土地改良区に事務局）で施工しています。

協議会は、加入金の運用益と関係市の助成で運営していますが、修繕工事の増加に伴い、協議会の運営が圧迫されています。

今後老朽化した水路の更新計画を立てる、修繕費の一部を負担していただく等検討が必要な時期を迎えております。協議会としても関係市と協議してまいります。地元でバルブ操作の際に急激な通断水を控えて用水管の保全に努めていただいたり、協議会への要望の中でも緊急性のない軽微な修繕などは先送りさせていただくなど、総代・組合員の皆様につきましても、ご理解ご協力いただきますよう、お願いします。



パイプ協管理区分図



漏水事故



### 「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で11年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和2年度は、「水のかんきょう楽校」を7団体に、体験プログラムを2回実施し、明治用水の“水”“農”“食”“環境”の学習の機会を提供しました。

#### 水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

安城市立安城中部小学校  
(令和2年9月29日)



安城市立安城西部小学校  
(令和2年11月18日)



知立市立知立南小学校  
(令和2年12月15日)



#### 体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

豆腐を作ろう!



おもてなしの心  
年末年始の  
いろいろ  
寄せ植え



#### 令和3年度 体験プログラムの予定

- |                      |                     |                   |
|----------------------|---------------------|-------------------|
| 5/29 (土): 水の駅 田植え    | 6/26 (土): 学習館まつり    | 7/22 (木): ポスター教室  |
| 8/3 (火): ネイチャークラフト   | 9/11 (土): 豆腐を作ろう!   | 10/9 (土): 水の駅稲刈り  |
| 11/6 (土): クリーン大作戦    | 12/9 (木): 年末年始の寄せ植え | 1/15 (土): 水の駅 感謝祭 |
| 2/19 (土): おこしものを作ろう! | 3/12 (土): ぼたもちを作ろう! |                   |

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止させていただく場合がございますので、開催状況をホームページでご確認ください。

水のかんきょう楽校（通年）、体験プログラム（月1回）は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせいただくか、学習館ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

(0566) 76 - 6560 担当 / 総務課地域活動係 (水のかんきょう学習館)  
ホームページ <http://www.midorinet-meiji.jp/mizukan/>

### 明治用水土地改良区女性部

#### 第6期女性部発足

「明治用水土地改良区女性部」が任期満了により、新たな会員による女性部が発足しました。女性部は6期目となる加藤会長を始めとする会員の皆様で、明治用水をより活気ある土地改良区として、盛り上げていただく活躍を期待しています。

#### 会長あいさつ

明治用水女性部 会長 加藤 小 織

桜の花が若葉へと変わり、みずみずしい季節となりました。この度明治用水女性部会長の役を承り、身の引き締まる思いであります。女性部が発足してから6期目にあたる今期は、世界的に蔓延しているコロナ禍の真只中にあり、女性部の各行事を全て一から見直さなければならなくなりました。感染防止策の徹底を最優先として、会長・副会長・会計・監査の役員5名を先頭に皆様と知恵を絞り、誰一人欠けることなく任期を全うしていきたいと考えております。



#### ●臨時総会

(令和2年11月6日)  
6期女性部役員選任、令和2年度事業計画、令和2年度収支予算について審議しました。

#### ●上部利用施設の清掃

(令和2年12月7日)  
明治用水上部利用施設である緑道(東井筋)の清掃作業等を行いました。

#### 会員紹介(30名)

- |                   |                   |                  |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 【会 長】 加藤 小織 / 刈谷市 | 【副会長】 竹内美佐子 / 安城市 | 【会 計】 杉山 恵 / 安城市 |
| 【監 事】 谷澤小夜子 / 豊田市 | 三橋 益子 / 岡崎市       |                  |
| 【会 員】             |                   |                  |
| 前田多喜代 / 豊田市       | 大見 晴美 / 安城市       | 大見 京子 / 安城市      |
| 加藤貴美子 / 安城市       | 横山 明美 / 安城市       | 神谷 敦子 / 安城市      |
| 山本 静子 / 西尾市       | 清水加代子 / 刈谷市       | 植 植 明美 / 刈谷市     |
| 杉浦 道子 / 碧南市       | 杉浦聖奈子 / 碧南市       | 加藤貴代美 / 知立市      |
| 酒井万寿美 / 刈谷市       | 加藤 清美 / 安城市       | 加藤 弘子 / 安城市      |
|                   |                   | 山田 恵子 / 安城市      |
|                   |                   | 榊原 忍 / 安城市       |
|                   |                   | 長坂 絹子 / 安城市      |
|                   |                   | 岡田ひとみ / 知立市      |
|                   |                   | 酒井美知子 / 岡崎市      |
|                   |                   | 神谷 厚子 / 安城市      |
|                   |                   | 古居 京子 / 西尾市      |
|                   |                   | 深谷由美子 / 高浜市      |
|                   |                   | 近藤 幸美 / 知立市      |
|                   |                   | 伊奈のぶえ / 岡崎市      |

### 明治用水土地改良区青壮年部

令和2年度は通常総会、臨時総会、現地視察及び研修会を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面議決を活用し通常総会を行いました。また、9月に臨時総会を行い、新役員に大嶋和則会長をはじめ5名の方が選出されました。

新会長のもと、令和2年11月17日に国営総合農地防災事業矢作川総合第二期地区の明治本流耐震化対策工事現場を視察しました。また、令和2年12月14日には農業用水パイプラインに関する研修会を行いました。



- |                       |
|-----------------------|
| 【会 長】 大嶋 和則 / 安城市寺領町  |
| 【副会長】 加藤 隆幸 / 知立市上重原町 |
| 【会 計】 田中 浩 / 知立市谷田町   |
| 【監 事】 鶴田 晃康 / 安城市赤松町  |
| 神谷 知則 / 安城市箕輪町        |

#### 青壮年部メンバー募集

- 青壮年部では会員を募集しています。(以下の①～③のいずれにも該当する人)
- ①20歳～40歳代の青壮年の人
  - ②明治用水の組合員または組合員の紹介者
  - ③明治用水の事業や活動(土地改良事業、水源かん養林、地域活動、施設などに興味があり、理解や勉強をしたい人)
- 応募される方は、明治用水土地改良区総務課までご連絡ください。

## 組合費の完納にご協力ください

納期限:令和3年5月31日(月)

- 納期限内に振り込まなかった場合は、**延滞金**が賦課されますので、ご注意ください。
- 金融機関で振り込まれる方へのご注意
- 下記の金融機関以外から振り込みの場合は、手数料が必要となります。**
  - ・あいち中央農協・あいち豊田農協・あいち三河農協・西三河農協・ゆうちょ銀行
  - ・碧海信用金庫・西尾信用金庫・豊田信用金庫
- 上記の内、**あいち豊田農協・あいち三河農協・西三河農協**は窓口にて振込用紙に転記が必要です。

#### 組合費納入は口座振替が便利です

- 下記金融機関から口座振替ができます。組合費納入は、便利な口座振替をご利用ください。
- 取扱金融機関
  - ◎愛知県内の各農協 ◎三菱UFJ銀行 ◎碧海信用金庫 ◎西尾信用金庫
  - ◎岡崎信用金庫 ◎豊田信用金庫 ◎ゆうちょ銀行
- 金融機関の窓口に行く手間が省け、振込手数料もかかりません。
- ご希望の方は財務課までご連絡ください。
- 本年度口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。**

## 必ず届出をお願いします！

毎年4月1日現在が賦課金の算定基準です。市役所(農業委員会)に届出済、または法務局に所有権移転登記済であっても、下記の届出が明治用水土地改良区に提出されないと、土地改良区の台帳が変更できず**従来通り組合費が賦課徴収**されます。組合員の異動・土地の地区除外(農地転用)がありましたら、速やかに届出をしてください。

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ①「 <b>組合員異動届</b> 」(組合員資格の得喪通知) | ②「 <b>農地転用等の通知書</b> 」(地区除外の届出) |
| 1. 組合員の方が死亡(相続)されたとき           | 1. 農地転用(宅地、駐車場など)するとき          |
| 2. 農地を売買・交換、または賃借を変更したとき       | 2. 公共事業用地(道路、河川用地など)になったとき     |
| 3. 組合員の方が住所などを変更したとき           | 3. 水田を畑にするなど用水を使用しなくなったとき      |
- ※②の時には、**決済金を納めてください。**





**決済金とは**

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法(42条第2項)により決済が義務づけられています。事業に参加している土地が、その途中で止めてしまうため、残りの土地の負担が重くならないように、事業費(具体的には、転用地に係わる運営費、維持管理費、借入金等)を一括して支払っていただく金額のことです。(金額は●ページを参照してください)

※「組合員異動届」「農地転用等の通知書」の様式は、明治用水ホームページに掲載していますのでご利用ください。

#### 《農地転用決済金は譲渡費用と認められます》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署に確認をお願いします。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当 / 財務課

